

耕作されず荒れた農地の再生利用をめざして 「耕作放棄地に関する意向調査」を実施

平成 21 年 6 月 18 日
京丹後市役所

農地は、私たちの食料供給に欠かせない生産基盤です。

しかし、担い手不足、高齢化の進行などの理由から耕作放棄地が年々増加し、農地面積が減少する中、国は今年度から、耕作放棄地を解消して、営農を開始する農地の地主及び農業者に対して様々な補助制度を創設しました。

市では、昨年実施した耕作放棄地全体調査を踏まえ、耕作されていない農地を所有している地主のみなさんと、担い手農家のみなさんをつなぐための「耕作放棄地に関する意向調査」を実施します。

また、7月には京丹後市耕作放棄地対策協議会を立ち上げ、具体的な実施計画を推進するとともに、今回の意向調査を踏まえた農地の利用集積を加速化していきます。

耕作放棄地に関する意向調査の実施内容

①意向調査の趣旨

市では、今年中に施行される予定の農地利用集積円滑化事業（仮称）を活用して耕作放棄地の再生利用に結びつけていくことができるかどうかを検討するために、耕作されていない農地の地主や担い手農家のみなさまの意向を把握する目的で行うもの。

②実施主体

京丹後市農政課及び、京丹後市農業技術者協議会。

③実施時期

平成 21 年 6 月中頃から郵送開始。返送期限は 7 月 10 日まで。

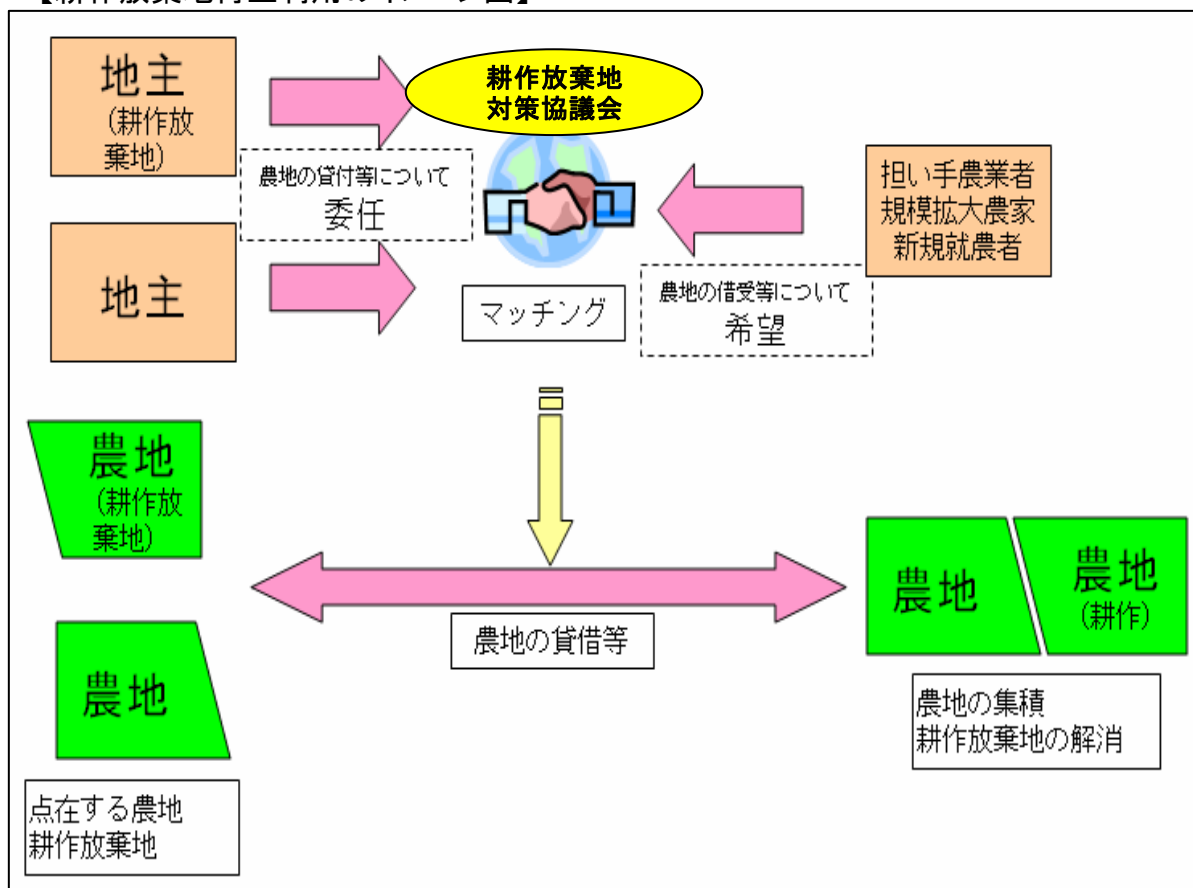
④調査対象者

昨年の耕作放棄地全体調査で、今は耕作されていないが、農地に復元可能と判断された農地約 84 ha の地主（農振農用地内外を問わない）約 1,100 人及び、市内の認定農業者 154 人。

⑤調査内容

荒れた農地を担い手等へ貸出して再生する希望があるかどうか、など。

【耕作放棄地再生利用のイメージ図】



今年度より、市町村、公社、JAなどの推進機関が、多数の農地所有者から農地の貸付などの委任を受け、農地の利用者へ面的にまとまった形で貸付を行う仕組み（農地利用集積円滑化事業）を作り、全国の市町村で実施することとされています。

また、これまで耕作されていなかった農地の深耕、整地等を行い、営農を開始した農業者等に対しては、交付金（耕作放棄地緊急対策交付金）が支給される制度が新たに設けられました。

京丹後市においても、これらの事業に取り組んでいくことを検討しており、耕作放棄地を担い手農家に集積することで、耕作放棄地の再生利用を推進したいと考えております。

お問い合わせ先

京丹後市 農林水産環境部 農政課

電話番号 0772-69-0410 / FAX番号 0772-64-5660

E-Mail: nosei@city.kyotango.kyoto.jp